平成２７年（フ）第１５２５号
札幌市東区北22条東15丁目４番11―101号
債務者　川辺　俊明
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５２９号
北海道石狩市親船東３条１丁目13番地
債務者　伊藤　隆弘
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３０号
北海道石狩市親船東３条１丁目13番地
債務者　伊藤　智美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３１号
札幌市東区伏古11条１丁目３番15号
債務者　長谷川窓花（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３２号
北海道千歳市北光３丁目10番15号　ルノール北光Ｂ号
債務者　荒澤真由美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４３号
札幌市白石区北郷１条５丁目６番２号　白井荘105号
債務者　西垣　信子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５０号
札幌市白石区栄通６丁目９番36号　ピースフル栄通402号
債務者　五十嵐和博
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５５２号
札幌市東区北26条東21丁目３番28―303号
債務者　小谷世衣子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９７号
札幌市手稲区稲穂１条４丁目６番３号　稲穂駅前ハイツⅡ―203号
債務者　新夕　尚子（旧姓濱谷・高田）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６０４号
北海道千歳市桜木３丁目６番６号　チェリージオ２Ａ号
債務者　中島　洋子（旧姓佐藤・河野）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６１５号
札幌市豊平区中の島２条３丁目１番６号　パールコート中の島202号
債務者　下間　敏子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７号
北海道士別市西３条３丁目４番11号
債務者　草刈　翔太
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第１９７号
群馬県前橋市粕川町女渕646番地２　ミルキーハイツ　207号
債務者　栗林　峰生
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４１号
群馬県前橋市東大室町158番地８
債務者　小野　尚謙
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４２号
群馬県前橋市東大室町158番地８
債務者　小野　京子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５０号
群馬県吾妻郡草津町大字草津210番地９
債務者　齋藤あや子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５３号
群馬県伊勢崎市喜多町120番地１
債務者　高橋　　茂
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５４号
群馬県伊勢崎市下植木町772番地46　ドリームハウス下植木Ａ106
債務者　石井　桂二
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係